

栃木県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要領

1 目的

児童福祉法（昭和 22 年法律 164）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業により実施する事業所に勤務又は勤務を希望する者で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる知識や技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修の実施について定める。

2 対象者

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者であって、放課後児童健全育成事業により実施する県内の事業所に勤務する者又は県内に居住する者とする。

3 受講者の申し込み

(1) 放課後児童健全育成事業により実施する県内の事業所に勤務する者

- ① 受講希望者は、栃木県放課後児童支援員認定資格研修受講申込書（様式第 1 号）（以下「受講申込書」という。）に必要事項を記載し、事業所の管理者に提出する。
- ② 管理者は、受講希望者を取りまとめの上、事業所を所管する市町村の放課後児童健全育成事業担当課長（以下「担当課長」という。）あて、受講申込書により推薦する。
- ③ 推薦書の提出を受けた担当課長は、基準第 10 条第 3 項の各号にいずれかに該当する者であることを確認の上、栃木県放課後児童支援員認定資格研修受講者推薦書（様式第 2 号）により栃木県保健福祉部こども政策課長あて推薦する。

(2) 県内に居住する者

- ① 受講希望者は、受講申込書に必要事項を記載し、居住地の市町村の担当課長あて申し込みを行う。
- ② 担当課長は、基準第 10 条第 3 項の各号にいずれかに該当する者であることを確認の上、栃木県放課後児童支援員認定資格研修受講者推薦書（様式第 2 号）により栃木県保健福祉部こども政策課長あて推薦する。

4 受講者の決定

栃木県保健福祉部こども政策課長は、前条の推薦者の中から研修受講者を決定する。

5 期間

受講回に、原則第 6 条に定める 16 科目、計 24 時間を受講するものとする。

6 実施科目

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（90 分×3）

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

- (2) こどもを理解するための基礎知識 (90分×4)
 - ④ こどもの発達理解
 - ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
 - ⑥ 障害のあるこどもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とするこどもの理解
- (3) 放課後児童クラブにおけるこどもの育成支援 (90分×3)
 - ⑧ 放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
 - ⑨ こどもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のあるこどもの育成支援
- (4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 (90分×2)
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
- (5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 (90分×2)
 - ⑬ こどもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
- (6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能 (90分×2)
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

7 修了の認定・修了証の交付

- (1) 放課後児童支援員認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕(様式第3号)を知事名で交付する。
- (2) 受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」(様式第4号)を知事名で交付する。
- (3) 放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証の有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までとする。期限の切れた科目については、再度受講をすることとする。

8 修了証の再交付等

- (1) 認定を受けた者は、栃木県放課後支援員認定者名簿(以下「認定者名簿」という。)に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じた場合は、栃木県放課後児童支援員認定者名簿記載内容変更届(様式第5号)により届け出るものとする。
また、氏名に変更が生じた場合は、栃木県放課後児童支援員修了証再交付申請書(様式第6号)も併せて提出するものとし、県は修了証の再交付等の手続きを行うものとする。
- (2) 認定を受けた者は、修了証を紛失又は汚損した場合は、栃木県放課後児童支援員修了証再交付申請書(様式第6号)により届け出るものとし、県は修了証の再交付の手続き

を行うものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、放課後児童支援員認定資格研修の実施に関して必要な事項は、「職員資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和7年4月4日付けこ成事第187号こども家庭庁成育局長通知）別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」のIの規定に基づくほか、こども政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

ただし、7(3)については、令和3(2021)年4月1日からの適用とする。

附 則

この要領は、令和7(2025)年4月1日から施行する。